平生町パブリック･コメント（意見募集）制度の流れ

計画等の素案の作成

◎対象

(1)町の総合的構想、計画またはその他町の基本的な方針、計画の策定または変更

(2)町の基本的な制度を定める条例の制定または改廃

(3)町民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定または改廃

(4)その他実施機関がパブリック・コメントを適用することが必要と認めるもの

素案の公表・意見募集（公表期間３０日以上）

○計画等の案

○概要、趣旨、目的、背景

○わかりやすい関連資料

◎公表方法

・広報に掲載

・ホームページに掲載

・担当課（室）、公民館等の窓口での閲覧

・報道機関への資料提供

・その他適切と考えられる方法

意見等の受理

◎受付方法

・実施機関が指定する場所への書面の持参

・郵便、ファクシミリ、電子メール

・その他実施機関が認める方法

※住所、氏名、連絡先、意見等を明記

※　提出された意見を考慮

計画等に反映できる意見

意見等に基づき案を修正、理由の取りまとめ

計画等に反映できない意見

意見等と理由をとりまとめ

意　思　決　定

※条例等、議会の議決を要するもの

議会の議決

結果の公表

○提出された意見等の概要

○意見等に対する町の考え方

○案を修正したときは修正内容

計画等の施行、執行